

資料提供先 合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、  
三原新聞記者クラブ、尾道市記者クラブ、福山市政記者クラブ、府中市役所記者クラブ

きはら

令和3年3月15日

## 2 木原道路に並行する現道区間の管理を移管します ～国管理から広島県管理へ～

一般国道2号木原道路に並行する現道区間（広島県尾道市福地町～三原市糸崎八丁目：延長約4.4km）を国土交通省から**広島県へ管理を移管**します。

### ■管理移管の

対象区間： 一般国道2号  
(別紙1参照)

ふくち いとさき  
広島県尾道市福地町～三原市糸崎八丁目 延長約4.4km

■管理移管の日： **令和3年4月1日（木）午前0：00**

■道路の管理者： 管理移管前 国土交通省中国地方整備局  
(管理担当事務所：福山河川国道事務所)  
管理移管後 **広島県**  
(管理担当事務所：東部建設事務所三原支所)

■路線名： 管理移管前 一般国道2号（指定区間）  
(別紙2参照) 管理移管後 一般国道2号（**指定区間外**）

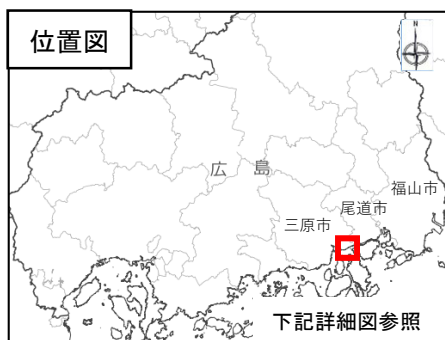
(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所  
副 所 長 桑嶋 弘志 (くわじま ひろし)  
【担 当】 道路管理課長 藤田 新治 (ふじた しんじ)  
TEL (084) 923 - 2553 (ダイヤルイン) FAX (084) 923 - 2558  
ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

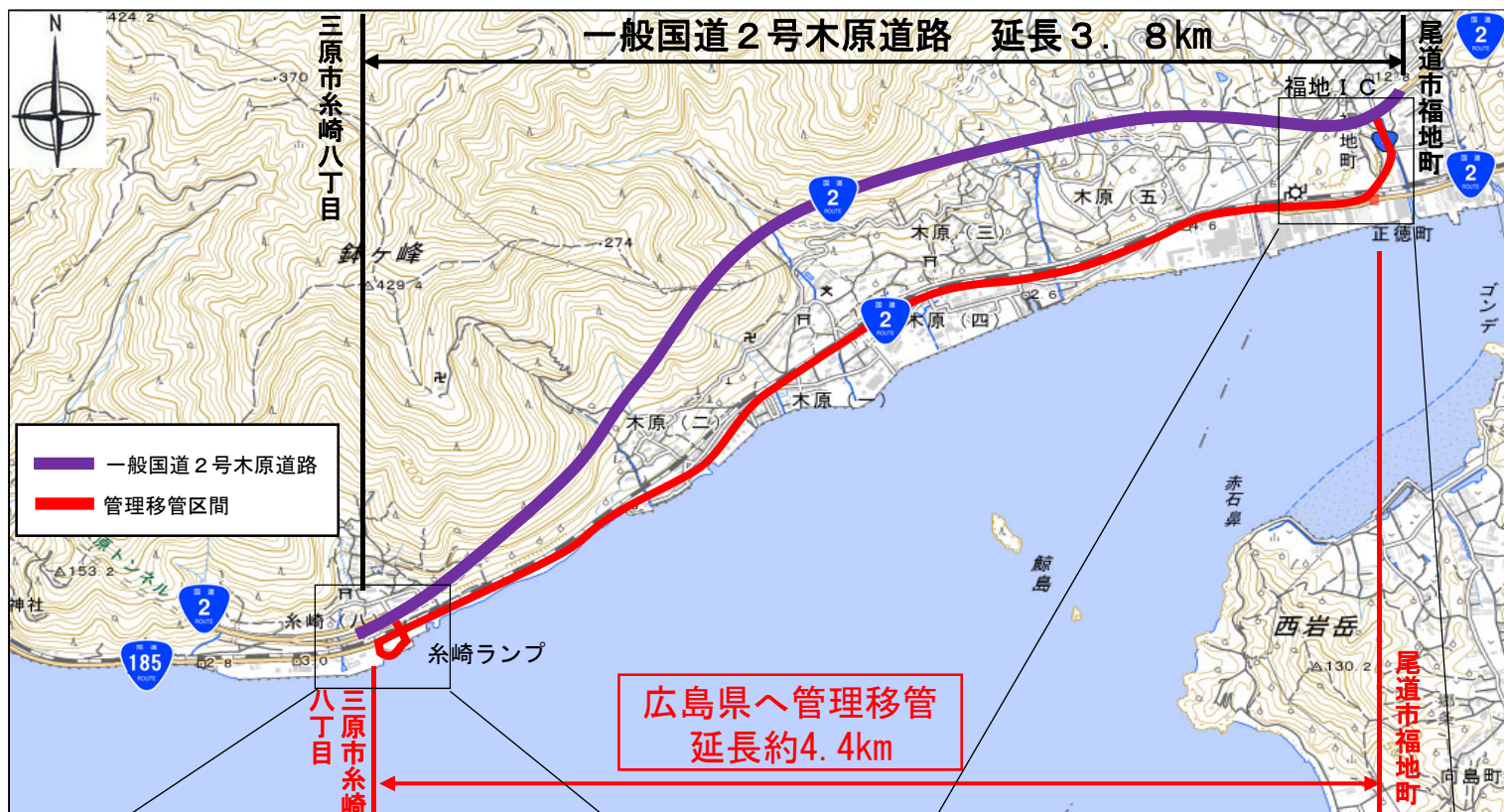
【広報担当窓口】 調査設計第二課長 安食 貴仁 (あんじき たかひと)  
TEL (084) 923 - 2510 (ダイヤルイン)

# きはら 木原道路に並行する現道区間の管理を移管 ～国管理から広島県管理へ～

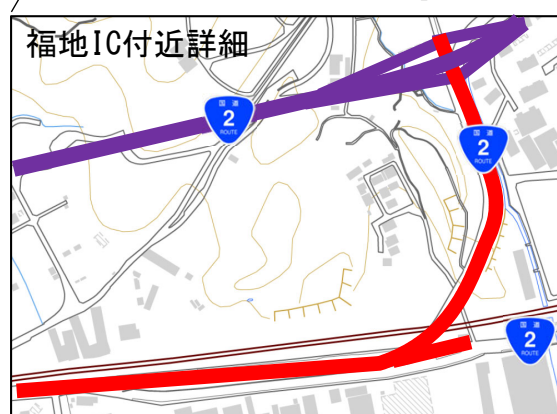
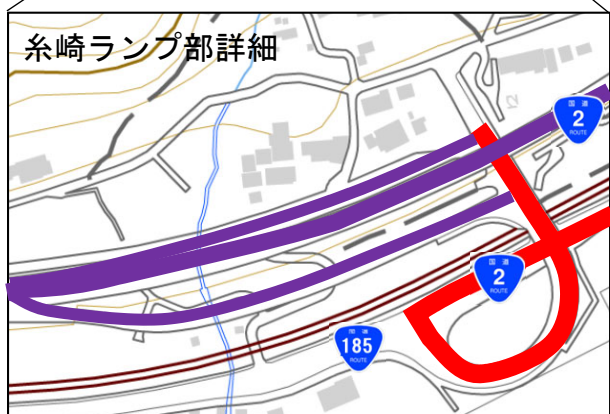
一般国道2号木原道路に並行する現道区間（尾道市福地町～三原市糸崎八丁目：延長約4.4km）を国土交通省から広島県へ管理を移管します。



- 管理移管の日： 令和3年4月1日（木）午前0：00
- 道路の管理者：
  - 管理移管前  
国土交通省中国地方整備局  
（管理担当：福山河川国道事務所）
  - 管理移管後  
広島県  
（管理担当：東部建設事務所 三原支所）
- 路線名： 一般国道2号（指定区間外）



※国土地理院「地理院図（電子Web）」を元に作成



# 管理移管後の路線名について

路線名は、管理移管後においても、道路法第13条第1項及び一般国道の指定区間を指定する政令により、一般国道2号のままとなります。

「指定区間」とは国土交通大臣が、自ら管理を行う区間を政令で指定した区間です。

## 道路法 抜粋

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。
- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。
- 5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。
- 6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。